

組合員様限定

定期積金

「みのりⅡ」

お取扱い期間：平成30年4月2日(月)～平成31年3月29日(金)

優遇金利

0.05%

期 間：36か月以上 60か月以内

払込金額：1回あたり 10,000円以上 50,000円以内

(お一人様合計、約定掛込総額 300万円を限度とします。)

※当組合の正組合員・准組合員(新規加入者・同一世帯家族を含む)に限ります。



JAよこすか葉山

詳しくは窓口、または渉外担当者へお問い合わせください。

武山支店 TEL.856-2111  
長井支店 TEL.856-1039  
北下浦支店 TEL.848-0611  
久里浜支店 TEL.835-0555

北久里浜支店 TEL.836-5524  
衣笠支店 TEL.852-0428  
逸見支店 TEL.822-1186  
大楠支店 TEL.856-8724

浦賀支店 TEL.841-0303  
佐原支店 TEL.834-5678  
野比支店 TEL.849-6060  
葉山支店 TEL.875-0111

# 【商品の概要】



©ちよリス

商品名(愛称)	●定期積金〈定額式〉「愛称：定期積金『みのりⅡ』」
ご利用いただける方	●個人のみ ●当組合の正組合員、准組合員(新規加入者含む)に限ります。 ※組合員とは、定款・規約 第3章 第12条に掲げる個人の組合員とする。 ※同一世帯家族を含みます。
期間	●36か月以上60か月以内
払込方法 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	●契約期間内で掛金を分割して払込みいただけます。 ●掛込周期は1か月、2か月のいずれかとします。 ●1回あたり10,000円以上50,000円以内 (お一人様合計、約定掛込総額300万円を限度とします。) ●1,000円単位
払戻方法	●約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して給付契約金を払い戻します。
給付補填金 (1)適用利回り (2)支払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の入手方法	●約定利回り0.05%を満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算をします。 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。※平成49年12月31日までの適用となります。 ●金利(約定利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	——
付加できる特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率) ●普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。
貯金保険制度 (公的制度)	● <b>保護対象</b> 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<b>苦情処理措置</b> 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店またはリスク対策室(電話：046-857-9244)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、神奈川県農業協同組合中央会が設置・運営する神奈川県JAバンク相談所(電話：045-680-3079)でも、苦情等を受け付けております。 <b>紛争解決措置</b> 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JAリスク対策室または神奈川県JAバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター(電話：045-211-7716)
その他参考となる事項	●払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り(年365日の日割計算)の割合による延滞利息をいただきます。 ●掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ●満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ●自動振替による払い込み時に振替口座が貸越状態となる場合は、払い込みを行いません。 ● <u>全額前納積立のお取扱いはいたしかねます。</u>

※詳しくは窓口まで、お気軽にお問い合わせ下さい。